

## 佐倉市公共交通事業継続支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い公共交通の利用者が大きく減少する中、運行を継続している交通事業者に対して事業の継続を支援し、市民生活や経済活動を支える公共交通網の維持を図るため、予算の範囲内において、佐倉市公共交通事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 貸切バス事業者 法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定事業を除く。）を行う者をいう。
- (4) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を行う者をいう。

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の要件のいずれかに該当する事業者であって、支援金の交付後も当該事業を継続する意思を有している者とする。

- (1) 市内を運行するバス路線を有する路線バス事業者
- (2) 市内に本店を置く貸切バス事業者
- (3) 市内に本店を置くタクシー事業者
- (4) 市内で完結する鉄道路線を運行する鉄道事業者

### (支援金の額)

第4条 交付対象者に対する支援金の額は、別表のとおりとする。

### (他の支援金等との併用の取扱い)

第5条 この要綱による支援金の他に佐倉市の実施する新型コロナウイルス感染症対策に関する補助金、交付金その他これに類するもの（以下この条において「補助金等」という。）の交付を受けた場合は、前条に規定する支援金の額から当該補助金等の額を差し引いた額を支援金の額とする。

(交付の申請)

第6条 交付対象者が支援金の交付を受けようとする際に提出しなければならない規則第3条第1項に定める申請書、規則第13条に定める報告書及び規則第16条第1項に定める請求書は、佐倉市公共交通事業継続支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)とする。

2 交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の許可を示す事業許可証等の写し
- (2) 保有する車両台数及び運行路線数が確認できるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 支援金の交付を受けようとするものは、令和2年9月30日までに支援金の交付の申請をしなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金を交付することが適当と認めたときは、佐倉市公共交通事業継続支援金交付決定通知書兼確定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するとともに、支援金を交付するものとする。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正行為により支援金の交付を受けた者に対し、支援金の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和2年8月7日決裁佐計第214号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和3年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る支援金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

対象	支援金の額
市内に本店を置く事業者	10万円
令和2年5月1日時点で路線バス事業者が運行を継続している市内のバス路線数（高速道路を経路に含む路線、市内で乗降できるバス停が起点又は終点のみの路線及び市からの業務委託により運行している路線を除く。）	バス路線数に25万円を乗じて得た額
令和2年5月1日時点で貸切バス事業者又はタクシー事業者が保有している事業用車両数（市からの業務委託に用いられている車両を除く。）	車両台数に5万円を乗じて得た額
令和2年5月1日時点で鉄道事業者が運行を継続している鉄道路線数	鉄道路線数に100万円を乗じて得た額

備考 路線バス事業者が運行する路線に市外を含む路線（以下「市外路線」という。）であって、当該路線の市内における運行区間のバス停が他の市外路線と同一の路線は、他の市外路線と合わせて1路線とみなす。

別記

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住 所（所在地）

氏 名（代表者名）

印

佐倉市公共交通事業継続支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書

佐倉市公共交通事業継続支援金交付要綱第6条に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 対象事業者区分

該当する区分に○を記入してください。

	区分
	市内を運行するバス路線を有する路線バス事業者
	市内に本店を置く貸切バス事業者
	市内に本店を置くタクシー事業者
	市内で完結する鉄道路線を運行する鉄道事業者

2 支援金申請内容

該当する台数、路線数及び金額を記入してください。

台数 路線数	市内を運行するバス路線数	( ) 路線…①	
	保有する車両台数	貸切バス	( ) 台…②
		タクシー	( ) 台…③
	市内を運行する鉄道路線数	( ) 路線…④	

金額	市内本店有	10万円	円
	バス路線	25万円×( )①	円
	貸切バス	5万円×( )②	円
	タクシー	5万円×( )③	円
	鉄道	100万円×( )④	円
	合計	⑤	円

佐倉市の実施する新型コロナウイルス感染症対策に関する他の補助金等の交付状況	有 無	円 …⑥
---------------------------------------	-----	---------

申請（請求）額 \_\_\_\_\_ 円（⑤－⑥）

### 3 振込先

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協 (※いずれかに○)				本店・支店 支所・出張所 (※いずれかに○)			
	金融機関コード				店舗コード			
口座種別	普通 ・ 当座		口座番号					
(フリガナ)								
口座名義								

### 4 誓約及び同意事項

- 今後も当該事業を継続する意思があります。
- 申請した内容について確認の必要がある場合には、佐倉市が必要とする他の補助金等の交付情報等を確認することに同意します。
- 申請内容は事実と相違ありません。また、対象要件に該当しない事実の判明や虚偽等の不正行為により給付金の交付を受けた場合は、返還に応じます。

申請者氏名

(事業者名及び代表者名)

Ⓜ

### 5 担当者

氏名		所属部署	
住所			
電話番号		FAX	
E-mail			

#### 【添付書類】

- ・事業の許可を証するもの（許可書等の写し）
- ・保有する車両台数及び運行路線数が確認できるもの（事業計画等の写し）

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

住所（所在地）  
申請者  
氏名（事業者名及び代表者名） 様

佐倉市長



佐倉市公共交通事業継続支援金交付決定通知書兼確定通知書

佐倉市公共交通事業継続支援金交付要綱第6条第1項の規定により交付申請のありました佐倉市公共交通事業継続支援金について、交付することを決定しましたので、同要綱第7条第2項の規定により通知します。

交付決定額	円
交付予定時期	